

平成30年3月14日

◎弘田委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

本日の委員会は、きのうに引き続き付託事件の審査等についてであります。

《公営企業局》

◎弘田委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎井奥公営企業局長 それでは、公営企業局提案の議案につきまして総括説明をさせていただきます。

公営企業局提出の議案は、電気事業、工業用水道事業、病院事業会計、それぞれの当初予算3件と、電気事業及び病院事業会計の補正予算2件をお願いしております。そのほか、報告事項が3件となっております。

まず、当初予算の議案につきましてお手元の危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の青色ラベル、公営企業局をお願いいたします。

1 ページおめくりください。

まず、1の電気事業では、水力発電所3カ所と風力発電所2カ所の運営に係る予算を計上いたしております。

左の収益的予算の表ですが、収入は16億4,900万円余りで、前年度に比べ300万円余りの増加、支出は13億9,400万円余りと、前年度に比べ2,900万円余りの減少となりましたが、その主な要因といたしましては水力発電所の修繕費などの減によるものとなっております。その結果、収益的収支につきましては2億5,500万円余りの黒字を見込んでおります。

次に、右側の資本的収支予算ですが、収入は3億円で前年度に比べ600万円余りの減少、支出は3億8,200万円余りと前年度より3億7,800万円余りの減少となっておりますが、発電所の建設改良費の減少などが主な要因となっております。収支の差額8,200万円余りにつきましては減債積立金等の内部留保により補填することといたしております。

電気事業では、来年度、既設水力発電所の供給基盤の強化に向けて取り組みを強化することといたしております。

まず、1番の発電電力量の増加可能性調査委託でございますが、発電施設の改修や運用方法の見直しなどによる発電電力量の増加の可能性について調査しようとするものとなっております。

その下、2番の杉田ダム関連構造物耐震性能照査委託は、12月議会で御説明しました

が、ダムの管理水位を低下させることによるゲート部分の耐震性能の確保の可能性について耐震性能照査委託を行い、補強対策案などと比較検討の上、対応方針を決定しようとするものとなっております。

右の3の水力発電設備の大規模改修は、吉野発電所における水車発電機のオーバーホール及び機器改良を債務負担行為で実施する予定といたしております。

その下、再生可能エネルギーの利活用の推進に向けた取り組みといたしまして、来年度から新たに地域振興積立金を財源といたしまして一般会計へ2,000万円余りの繰り出しを行うことといたしております。

2番、工業用水道事業ですが、鏡川工業用水道と香南工業用水道について企業への工業用水を安定的に供給するため、施設の適切な維持・運転管理などに要する経費を計上いたしております。

左側の収益的予算の収入は2億7,500万円余りで、前年度に比べ100万円余りの増加、支出は2億5,600万円余りを計上いたしまして、前年度に比べ1,300万円余りの減少となりましたが、その主な要因といたしましては、給水設備の修繕費などの減少によるものとなっております。

その結果、収益的収支は1,800万円余りの黒字となる見込みとなっております。

次に、右側の資本的予算の支出ですが、4,200万円余りで、鏡川工業用水道の建設改良費の減少などにより2,000万円余りの減少となっております。

収支の差額4,200万円余りにつきましては減債積立金等の内部留保で補填することといたしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

病院事業会計です。

あき総合病院と幡多けんみん病院に係る予算で、予算案の上段の収益的予算の収入額は138億8,800万円余りと前年度に比べ200万円余りの増となっております。支出額は145億8,100万円余りと前年度に比べ4,100万円余りの増加となっておりますが、主な要因といたしましては、平成30年度から開始されます新専門医制度による専攻医の受け入れのための委託費の増加や医師の時間外勤務手当の算定基礎に初任給調整手当を導入したことに伴う時間外勤務手当の増加によるものとなっております。

その結果、収入から支出を差し引いた平成30年度の収支は6億9,300万円余りの損失となっております。

次に、下段の資本的予算の収入額ですが、19億9,100万円余りで、前年度に比べ1億3,500万円余りの増加となっておりますが、これは企業債の増加などによるものです。

支出額は24億1,400万円余りと前年度に比べ2億400万円余りの増加となっておりますが、これはあき総合病院における医療用液化酸素供給設備の設置工事などを行いますほ

か、幡多けんみん病院のCT診断装置の更新などによるものとなっております。

収支の差額となります4億2,200万円余りにつきましては、過年度の損益勘定留保資金を充当することといたしております。

次に、資料下段が昨年3月に策定いたしました第6期経営健全化計画の推進に向けた取り組みとなっております。

平成29年度から左にあります1から4の4つの重点取り組み項目を着実に推進することによりまして、医療サービスの質のさらなる向上を図るとともに、平成32年度の病院事業全体での経常収支の黒字達成による経営の健全化を目指し、引き続き取り組みの強化に努めてまいります。

当初予算の概要につきましては以上となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

電気事業、病院事業会計の補正予算でございます。

まず、上段の電気事業会計につきましては、事業費が当初の見込み額を下回ったことなどにより減額補正を行うものとなっております。

病院事業会計につきましては、本年度の収益的資金収支の決算見込みの状況によりまして、一般会計からの借入金の減額補正を行おうとするものとなっております。

条例議案については該当ございません。

最後に報告ですけれども、電気事業では、大豊・甫喜ヶ峰風力発電所のリプレース可能性調査結果の概要及び平成30年度、平成31年度の売電料金の改定について、病院事業では県立病院における医療事故の包括的公表の以上3件について御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

予算議案及び報告事項の詳細につきまして、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

〈電気工水課〉

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 提出議案は、平成30年度電気事業及び工業用水道事業会計当初予算及び平成29年度電気事業会計補正予算となっております。

初めに、当初予算について御説明します。

資料①の平成30年2月高知県議会定例会議案、当初予算の47ページをお願いします。

第21号議案電気事業会計予算です。

公営企業局が運営する水力発電所及び風力発電所の事業に係る収入・支出など、電気事業の経営に関する事項を示しております。

第1条総則から第8条たな卸資産購入限度額までの全8条です。

第2条業務の予定量は供給電力量を規定しております。

水力発電所の供給電力量は1億6,800万キロワットアワー余り、風力発電所の供給電力量は350万キロワットアワー余りを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出については、後ほど議案説明書で説明させていただきます。

なお、第4条予算の収入額が支出額に対して不足する額は、括弧内に記載のとおり減債積立金などで補填することといたしております。

第5条債務負担行為については、吉野発電所水車発電機オーバーホールに要する経費を1億5,600万円余り、オーバーホールと同時に実施する水車発電機ほか機器改良に要する経費を1億2,300万円余り、それぞれ期間とともに限度額を定めております。

第6条は流用できる各項の経費、第7条は議会の議決がなければ流用できない経費、第8条はたな卸資産の購入限度額を定めております。

49ページをお願いします。

第22号議案工業用水道事業会計予算です。

鏡川工業用水道と香南工業用水道の事業に係る収入・支出など、工業用水道事業の経営に関する事項を示しております。

第1条総則から第7条たな卸資産購入限度額までの全7条です。

第2条業務の予定量は給水量などを規定しております。

鏡川工業用水道は高知市内の給水先53社に年間940万立方メートル余り、香南工業用水道は香南市内の給水先1社に年間34万立方メートル余りを供給する予定です。

第3条収益的収入及び支出と50ページに記載の第4条資本的支出については、後ほど議案説明書で説明させていただきます。

なお、第4条資本的支出に対する収入不足額は、括弧内に記載のとおり減債積立金などで補填することといたしております。

第5条は流用できる各項の経費、第6条は議会の議決がなければ流用できない経費、第7条はたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

続きまして、電気事業会計の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出の主な項目について御説明いたします。

資料②当初予算の議案説明書の863ページをお願いします。

収益的収入及び支出は水力発電と風力発電の経営活動に係る収支予算となります。

収入の総額は、1行目の第1款電気事業収益の予定額の欄に記載しているとおり、16億4,900万円余りを予定しております。

内訳として、第1項営業収益は主に売電料金収入で水力電力料が15億4,400万円余り、風力電力料が7,000万円余りとなっております。

第2項財務収益は、保有しております四国電力株式の配当金収入と預金や有価証券などの利息収入です。

第3項営業外収益は、附帯して経営する有料駐車場の駐車場収益と児童手当などを一般会計から受け入れる他会計負担金、そして償還した償却資産に充当された補助金などの長期前受金を減価償却に合わせて順次収益化する長期前受金戻入です。

第4項特別利益のその他特別利益では、風力発電設備が落雷被害を受けた場合の修繕費用に対して支払われる災害共済金の受け入れを計上しております。

864ページをお願いします。

支出の総額は第1款電気事業費用のとおり、13億9,400万円余りを予定しております。

内訳として、第1項営業費用の水力発電費は、各発電施設の修繕費や減価償却費などを計上しております。

また、864ページから866ページの上段にかけて、当課の出先機関であります発電管理事務所、総合制御所に係る費用を計上しております。

865ページの中段ほど、下から10行目ですが、発電管理事務所の委託料では、水力発電事業の供給基盤強化の取り組みとして、既設水力発電所の発電電力量増加可能性調査などを実施することとしています。

そのほかの内訳としましては、人件費、漁業補償費、発電施設所在市町村への交付金、水利使用料、永瀬ダム管理費の分担金などとなっております。

866ページから867ページにかけまして、一般管理費として本局における人件費や、867ページの下から7行目の雑費については、物部川のダム周辺環境整備事業に対する交付金、物部川水源の森整備事業費補助金などの費用を計上しております。

また、867ページから868ページにかけての風力発電費は、大豊・甫喜ヶ峰各発電施設の修繕費や市町村交付金、減価償却費などを計上しております。

次の第2項財務費用は企業債に対する支払い利息です。

868ページから869ページにかけての第3項営業外費用は、新エネルギー推進費として出前授業やイベントなどの地域交流事業に係る経費や駐車場の管理経費、消費税などです。

以上の収支によりまして、平成30年度は2億5,500万円余りの利益を見込んでおります。

870ページをお願いします。

資本的収入及び支出は、施設の建設改良など資産の増減に係る収支を計上しております。

収入の総額は3億円で、投資有価証券償還金の受け入れを予定しております。

871ページをお願いします。

支出の総額は第1款資本的支出の予定額の欄に記載のとおり、3億8,200万円余りを予

定しております。

第1項建設改良費の内訳として、第1目水力発電設備は各発電所の機械装置などの建設や改良に要する経費です。

主なものは永瀬ダムの共有設備の更新に係る分担金や吉野・杉田発電所のダム放流パソコンの更新費などを計上しております。

第3目地域振興費は、再生可能エネルギーの利活用に取り組む市町村などを助成するための費用です。

第2項企業債償還金は、建設改良に充当した企業債の償還金です。

872ページをお願いします。

第3項投資その他資産は、内部留保資金を効率的に運用する目的で投資有価証券の購入に要する費用を計上しております。

また、第4項繰出金は、県内の再生可能エネルギーを活用した取り組みを積極的に支援する目的で、平成30年度から地域振興積立金を財源として一般会計に繰り出しを行うことにしております。

電気事業会計は以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的支出について御説明いたします。

資料②896ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入の総額は、第1款工業用水道事業収益の予定額の欄に記載のとおり、2億7,500万円余りを予定しております。

主なものとして、第1項営業収益は工業用水の給水収益など1億7,300万円余りで、このうち鏡川工業用水道は1億6,300万円余り、また香南工業用水道は1,000万円余りの料金収入を予定しております。

第2項営業外収益には、預金利息、駐車場収益、長期前受金戻入の1億円余りを計上しております。

897ページをお願いします。

支出の総額は2億5,600万円余りを予定しております。

内訳としまして、第1項営業費用の鏡川工業用水道事業給水費は総合制御所における人件費や修繕費、空気弁、制水弁点検委託料、動力費など給水施設の維持管理に要する費用として7,900万円余りを計上しております。

898ページをお願いします。

香南工業用水道事業の給水費として、総合制御所における人件費や修繕費、動力費など890万円余りを計上しております。

このページの一番下から899ページにかけては、第2目一般管理費には本局における

人件費に加え雑費として鏡川工業用水道事業の利用拡大を図るための給水施設整備事業費補助金などを計上しております。

900ページをお願いします。

第2項営業外費用は企業債などの支払い利息、駐車場事業の運営経費、消費税など1,100万円余りを計上しております。

以上の結果、収支としまして1,800万円余りの利益を見込んでおります。

901ページをお願いします。

資本的支出について御説明します。

支出の第1項建設改良費です。

第1目有形固定資産では、鏡川工業用水道事業における改良工事に係る費用や鏡ダム共有設備の更新に係る負担金などを計上しております。

第2項は配水管布設に充当した企業債の償還金です。

平成30年度当初予算の説明については以上です。

続きまして、平成29年度電気事業会計補正予算について御説明いたします。

資料④補正予算の議案説明書の421ページをお願いします。

3補正予算内容の説明の収益的支出の第1款電気事業費用、第1項営業費用、第1目水力発電費につきましては、永瀬発電所の修繕費において不用が見込まれることから3,500万円を減額しようとするものです。

次の資本的支出の第3項投資その他の資産、第1目投資有価証券につきましては、内部留保資金を確実かつ有利な方法によって保管する目的で債券購入に要する費用を計上しておりましたが、入札条件に見合う商品の提示がなく、購入を断念したため予算額3億円を減額しようとするものです。

電気工水課からの説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 水力供給電力量、それから風力供給電力量ですが、それぞれ予定量の説明がございましたが、この予定量の毎年度の推移というか、ふやしていつているのか、状況によって減しているのか、同じようなキロワット数なのか、そのあたりの予定量の算出の基準はどうでしょう。

◎三本電気工水課長 まず、水力発電電力量の予定量につきましては、平成28年、平成29年の四国電力と妥結しました供給電力量を予算として載せております。この供給電力量につきましては、平成26年度からさかのぼって30年間の平均の供給電力量の年当たりの電力量となっております。

続きまして、風力発電の電力量につきましては、大豊・甫喜ヶ峰ともに当初は運開から平成29年3月年度末までの平均で出しておりましたところ、今年度から甫喜ヶ峰の運開と

あわせまして、平成16年4月から平成29年3月までの平均で年間の発電電力量を算定しています。推移につきましては、いずれも平均をとっている関係があつて、若干の上振れ、下振れはありますが大きな変動はございません。

◎黒岩委員 それで、局長から最初に説明がありました発電電力量の増加可能性調査ですね、これは年間発電電力量の増加に向けた可能性調査ということですが、これは具体的にどんなふうな、要するに現状を踏まえて、いろいろ幅があるのかどうか、そのあたりの可能性は調査してわかると思うんですが、こういう調査をする思いというか、経緯はどうでしょう。

◎三本電気工水課長 調査の内容としましては大きく2つありまして、既存の水力発電設備、永瀬、吉野、杉田の発電所の施設を使って、改造することによってある程度出力が見込めるかどうかの検討をまずいたします。あわせまして、新技術の利活用ということで、水車の流体解析なんかに進んで、だんだん水車の形状を変えて出力アップを見込めるのかどうか、あわせてその費用がどのくらいかかるのかを比較検討する概略検討になっております。

あと、2点目としまして、ソフト的な検討としまして、発電所やダムの運用方法の見直しということで、もちろん安全を優先しての話にはなるんですが、工水運用を検討します。あとあわせて、既存で最大出力の変更が可能かどうかの検討もいたします。

以上、大きく2つ、細かく4つの検討を来年度に実施したいと考えております。

◎黒岩委員 それで、増加の可能性があると判断した場合について、次、どういう手順になるんですか。

◎三本電気工水課長 もちろん、1番目については費用がかかる話なんで、費用対効果を見て、投資に見合う返りがあるかどうかの判断が当然出てくるかと思えます。

それから、2点目のソフト的な分については、もし可能性があるとなれば、実施に向けて進んでいきたいと考えています。

◎黒岩委員 それから、工業用水道ですが、従前からずっといわれております供給事業所数ですね、鏡川工業水道あるいは香南工業水道ですけど、ずっと増加にならない状況が続いているわけですが、これの営業等もされていると思うんですが、将来に向けた具体的な見通し等は今のところどんな感触でしょう。

◎三本電気工水課長 鏡川については、4月に委員からも御質問がありましたが、高知市内、津波浸水区域ということもあつて、また住宅地、工場団地が混在しているということで新たな企業さんの立地というのはなかなか難しいかなと考えております。香南工水については、5月にルネサス高知工場が集約されることが発表されていますので、今時点においては、我々はそれまでに向けて施設の維持管理をこれまで同様続けていくと考えています。

◎黒岩委員 そのままいくと、ずっと同じような推移が来ている状況の中で、将来的にもこれをもっと生かしていくとか、給水管を延長するとか、地域へ広げるとか、いろんな判断もあろうかと思いますが、企業に来てもらわないかとか、またそういう水を使う企業がふえなければ何にもそういうことはできないんですけれども、そういった将来展望に向けた構想というか、そういうものは局としてどういう考え方をお持ちですか。

◎井奥公営企業局長 黒岩委員のお話にありました将来的に鏡川工水の余剰用水をどうやって活用するかということで、1つ検討したのは、新港の工業団地ができていますのでそれらまで今の管路を延長した場合にどれだけのコストがかかって、費用対効果でどれだけの立米単価がないとペイはできないのかみたいな形の試算は可能性としてした経緯がございます。

今、香南工水でもいただいていますけれども、やはり一般会計のほうから一定補助金、そういう形がないと延伸したときにコスト的になかなか合わないというのが1つ結果として出ております。

あともう一つは、現在53社に配っていますけれども、増減がないような状態になっています。高知市の上水なんかの利用者みたいなところで工水のほうに転換できるのではないかとかということは、毎年継続的に高知市の利用者の方にPRみたいなものを行っています。

あと、どうしても、今、リユースというか、水も新技術がどんどんと進んでいますので、極力、水を使わない、工水でも使わない、一回使ったものをまた回していくという技術が片一方で進んでいます。可能性として、一番高いのはどういう分野かというのと、やっぱり発電なんですよ。ほんで、今一番使っていただいているのも、土佐発電所のほうのセメント会社から転用した発電機、あちらのほうで海水を従前使っていましたけれど今は環境面でだめということになっていきますので、私どもの工水、仁井田のバイオマス発電所でも、私どもの工水を一部使っていただいているという形で、手前勝手にはなりませんけれども、工業用水として一番今大口で使っていただけるのは発電というのが実態でございます。ただ、そうはいうても間口広くやっていきたいと思っています。

◎黒岩委員 そういう意味では、多く使っていただけるその発電関係の企業を誘致するとかという企業立地課とも連携しながら、そういう模索もすべきじゃないかなと考えますけれどもどうですか。

◎井奥公営企業局長 先ほど言いましたような形の試算をするときには一定そういうアプローチ的な企業があったときには、もちろん土木部の港湾のほうには声をかけていただいて、私どものほうもPRをさせていただいて、常時、香南工水の商工労働部と同じように土木部とも連携をとらせていただいておりますので、そういう話があればすぐにでもお伺いしたいという形にしております。

◎中根委員 関連で。既存水力発電所の発電電力量増加可能性調査、一体どのくらいの期間がかかるものなのか、どこに委託するのか、教えてください。

◎三本電気工水課長 調査自体は半年から10カ月程度は見ております。委託先としては電力系のコンサルであるとか四国電力関係、土木関係の資格のあるコンサルタントに委託を予定しております。

◎中根委員 先ほど局長が本当にいろんな技術の面では日進月歩という話をされてしまいました。そういう意味では、今の既存発電所で電力を増加させる可能性というのは、どの程度までアップさせられる可能性があるのかどうか。

◎井奥公営企業局長 先ほど課長のほうから大きく設備の改修とソフト面での運用の見直しという2つで説明したと思います。ほんで、それぞれに2つずつあって、設備を改修するについても、水車を変えるとか新技术を活用するとか、あとソフト面では最大出力、ダムの工水運用とかという形の2つのやり方がありますけれども、いずれも大手の中部電力、関西電力で成功した、発電能力自体は違いますけれども、いずれも実績として上がったものを情報収集した中で、うちの3発電所で可能性のあるものという形でピックアップした形になります。

実際、委員の御指摘のようにどれぐらいの能力増強を図れるかというところになると、今私どももきちんとそこの辺は把握した分はありません。可能性としては非常に高い分野だけを抽出してきたという形にしています。

◎中根委員 自然エネルギーにいかに頼るかという点でもいろんな模索が要るんだろうなと思うんですけど、あと一つ、小水力発電が残念ながら頓挫しましたが、今後の方向ですよね。先ほど水の利用ということもありましたが、その電力を新たな形で小水力でという発想というのは、頓挫した後、公営企業局の中では議論になっているのかどうか教えてください。

◎井奥公営企業局長 先ほど課長の説明した中で市町村支援のための補助金がございますけれども、具体的に来年度は東部地域の村になりますけれども、3カ所を計画しておるということで、年次を追って3カ年で段階的に小水力をやってみたいと、農業関係になろうかと思っておりますけれども、今、役場のほうからも私どもに相談に来ていますので、うちのほうのソフト補助金を活用して必要な基本設計についての補助をしようという具体の動きがございます。

ただ、私どもの企業局レベルでもって、土佐町で計画しておいたレベルの発電については、なかなか適地がなく慎重にならざるを得ないということで、当分の間はそういう市町村への積極的な支援を、あと技術的なアドバイスが中心になろうかと思っておりますけれど。

◎久保委員 単純なことですけれども、それで初歩的なことですけれども教えてください。

この予算書の②の896ページのところですね、先ほど黒岩委員からも少しお話しがあり

ましたけれど、これの給水収益で香南工水の件ですけれども、これでルネサス高知工場が仮に5月に閉鎖された場合に、この収益、今1,000万円そこそこあるんですけれども、これはどれくらいになるのでしょうか。

◎三本電気工水課長 香南工業用水道のこちらの収益については、北部工業団地の大三向けの分の収入となっていますので、ルネサスとは直接関係ございません。

◎久保委員 そうなんですか。

ルネサスへの工業用水とかはないんですか。

◎三本電気工水課長 高知工場には香南市の工業用水道が供給しておりました。

◎上田（周）委員 債務負担で吉野発電所のオーバーホールとか機器の改良がありますが、これは大規模改修の期間とかはどう見ているのか。

◎三本電気工水課長 現地で5カ月間水車発電機を停止しまして、分解点検、当然交換するような部品がありましたら交換ということになりまして、ただ事前に機器の発注をしますので工場のほうでの製作が必要となります関係で2カ年の債務負担行為をお願いしておるところです。

◎上田（周）委員 ちょっと素人考えですが、その5カ月の期間とまるということで、いわゆる水力発電事業そのものには直接影響とかはないんですかね。

◎三本電気工水課長 どうしても10年に1回のオーバーホールは必要なので、実施時期に渇水期を選んで比較的川の水量の少ない時期にやっております。あとあわせて、今時点で料金は2部制となっております、従量分が2割、定量分が8割ということで、仮に吉野発電所が5カ月停止しても8割分の収入は確保されておる契約となっております。

◎上田（周）委員 これ債務負担見たら3条予算でカバーするようになってますやか、この平成30年度予算の営業収益そのものの8割という理解でいいがですかね。

◎井奥公営企業局長 今課長が説明したのは、今の契約方式でいくと、極端な話、発電する、せんににかかわらず、収益全体のうちの8割は基本収入として担保されて、あとの2割部分が発電量実績に応じて支払われるという基本契約の形態になっています。渇水期にこのオーバーホールをやりますのでそれほどの影響がない、10年に1遍のオーバーホールですけれども、今の契約が続く限りは現実的にはそれほど単年度で影響は出てこないということです。

◎上田（周）委員 はい、わかりました。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈県立病院課〉

◎弘田委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎猪野県立病院課長 それでは、平成30年度病院事業の当初予算議案につきまして説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております危機管理文化厚生委員会資料、平成30年2月定例会議案参考資料と書かれました公営企業局資料の県立病院課の赤のインデックスをお願いいたします。

資料の1ページ、平成30年度当初予算説明資料でございます。

まず、1収益的収入及び支出でございます。

右から3列目の病院事業合計欄をごらんください。収益でございます。収益のうち、医業収益は102億3,800万円余りでございまして、平成29年度決算見込みをベースとしたものでございます。

その内訳といたしまして、入院収益は71億7,400万円余りで、対前年度でプラス700万円余り、外来収益は28億100万円余りで、対前年度でプラス2,800万円余り、その他医業収益は2億6,200万円余りとなっております。

次に、医業外収益は36億4,900万円余りでございます。このうち一般会計からの繰入金金が26億8,100万円余りでございます。この繰入金は、僻地医療や小児周産期医療、結核、精神科病院の運営に要します経費などの政策医療等に係る一般会計からの繰入金でございます。また、その他の医業外収益は9億6,800万円余りでございます。

内容といたしましては、がん診療連携拠点病院の機能強化に要する経費などに対する健康政策部からの補助金や感染症医療施設運営費補助などの厚生労働省からの国庫補助金のほか、建物使用料や実習謝金などで構成されております。

次に、特別利益につきましては、過年度損益修正益の受け入れを予定しております。

以上、収益の合計は138億8,800万円余りとなっております。

続きまして、費用でございます。

まず、医業費用は141億4,000万円余りを見込んでおります。前年度と比較いたしまして6,500万円余りの増となっております。医業費用のうち給与費は74億4,900万円余りで、前年度と比較いたしまして、1,800万円余りの増でございます。これは、幡多けんみん病院の病棟再編による稼働病床数の削減などを受けまして、人件費が圧縮される一方で、医師に係る時間外手当の算定基礎額に初任給調整手当を算入することに伴いまして、時間外手当が約1億4,000万円増額となったことなどによるものでございます。

次に、材料費22億8,300万円余りにつきましては、薬品費や診療材料費が主なものでございます。

次の経費29億9,300万円余りにつきましては、委託費や報償費、光熱水費などが主なものでございます。

次に、減価償却費は13億2,200万円余りでございます。前年度と比較いたしまして8,100万円余りの減となっております。

次に、資産減耗費1,000万円余りでございます。これは医療機器などの廃棄に伴いまし

て帳簿上の残存価格を費用化するものでございます。

次の研究研修費8,100万円余りにつきましては、学会などへの出席経費や図書経費などでございます。

次に、医業外費用3億5,900万円余りでございます。これは主に企業債の償還利息などでございます。

長期前払消費税償却8,200万円余りは、固定資産の取得に係る消費税を20年間で償却するものでございます。

次に、特別損失ですが8,000万円余りでございます。前年度と比較いたしまして約300万円の増加となっております。

次に、予備費といたしまして100万円を計上しております。

以上、費用の合計は145億8,100万円余りでございまして、前年度予算と比較いたしまして4,100万円余りの増となっております。

次に、その下の当年度損益をごらんください。ただいま御説明いたしました収益と費用の差額になりますが、6億9,300万円余りの損失を見込んでおります。前年度予算と比較いたしますと3,900万円余り損失が増加しております。

その下の経常収支でございます。予算編成時には予測し得ない経費等への措置も必要でありますことから、6億1,200万円の赤字の見積もりでございますが、質の高い医療の提供と経費削減などの経営努力によりまして圧縮をしてみたいと考えております。

次に、一番下の項目、収益資金過不足額をごらんいただきたいと思います。

これは収益や費用のうち減価償却費、資産減耗費など現金の移動を伴わないものを除いた現金ベースの金額でございます。

収益的資金収支は1億3,600万円余りの赤字を見込んでおります。これは冒頭の給与費のところでも申し上げました医師の時間外手当の算定基礎額に初任給調整手当を算入することによります時間外手当約1億4,000万円の増額による影響でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

左から3列目、平成30年度当初予算額欄をごらんください。

資本的収入のうち、まず1企業債3億4,000万円でございますが、両病院の医療機器等の整備に企業債を充当することとしております。

2借入金は、一般会計からの長期借入金でございます。企業債の元金償還金の一部を借り入れするものでございます。

3負担金は、地方公営企業法に基づく一般会計からの負担金でございます。企業債の元金償還金の2分の1相当額などでございます。

以上、資本的収入は合計で19億9,100万円余りを見込んでおります。

次に、資本的支出でございます。

1 建設改良費は、医療機器の購入や病院設備などの整備のための費用でございます。

1 改良費といたしまして、両病院の医療機器の整備のための費用等としまして3億4,900万円余りを計上しております。内訳のほうは後ほど3ページの資料で御説明させていただきます。

次に、2 企業債等償還金20億6,400万円余りでございますが、これは病院事業債の元金の償還に要する費用でございます。

以上、資本的支出の合計は24億1,400万円余りとなっております。

3 ページをお願いいたします。

こちらに先ほど申し上げました建設改良費の主要な項目をまとめております。

まず、あき総合病院につきましては、昨年9月に発生いたしました落雷による停電に伴いまして非常用電源が稼働をいたしました。その際、課題となっておりました薬局や検査室などの室温上昇を抑える必要のある部屋の空調などへ電気供給を行えるようにするための非常用電源増設の経費を2,600万円余り計上しております。また、医療用酸素の使用量の増加や災害拠点病院としての機能の確保のため、十分な容量の酸素を保管できるよう液化酸素供給設備を設置する経費といたしまして、現年予算といたしまして2,100万円余りと、次のページに記載しております債務負担行為で2,200万円余りを計上しております。そのほか、機械備品等の整備といたしまして8,000万円余りを計上しております。

次に、幡多けんみん病院につきましては、平成11年の開院以来使用しておりますナースコール設備の更新に要する経費2,200万円余りのほか、平成18年度に購入いたしまして既に11年が経過しております全身用エックス線CT診断装置を初めといたします機械備品等の整備に1億9,300万円余りを計上しております。

なお、緊急対応分として500万円も計上させていただいております。

次に、4 ページをお願いいたします。

3 の債務負担行為でございます。合わせて7件です。

1 つ目のあき総合病院検体検査業務委託料と下から2 つ目の幡多けんみん病院事務業務委託料につきましては、現在、委託しております業務契約の期間が平成30年度末で終了することに伴うものでございます。業務の専門性が高く、業者が交代する際に職員の雇用や社内研修、業務の引き継ぎなどに準備期間が必要となりますことから、平成30年度中にプロポーザル方式によりまして契約相手を選定の上、平成31年度を初年度といたします契約を締結しようとするものでございます。

2 つ目のあき総合病院医療情報システム導入支援業務委託料ですが、現在の電子カルテシステムは平成26年4月の導入から4年が経過いたしますことから、平成32年度からの次期システムの導入に向けまして、平成30年、平成31年度、2カ年にわたりまして仕様書案

の作成やプロポーザル実施への支援を委託するものでございます。

3つ目のあき総合病院液化酸素供給設備工事につきましては、前の3ページで説明をさせていただきました。

次の4つ目と一番下の両病院に係ります未収金回収業務委託料も、現在委託しております契約の期間が平成30年度末で終了することに伴うものでございます。内容は、医療費の個人分の未収金回収業務を委託するものでございまして、契約期間は平成31年度を初年度といたします3年間の契約を締結しようとするものでございます。

また、5つ目の幡多けんみん病院の電気料金につきましては、平成31年度の電力調達の債務負担行為をお願いするものでございます。今後の電力動向が見通せないことや新電力会社の応札もふえてきておりまして、さらなる競争も期待できますことから契約期間は1年間としております。

最後に、4その他といたしまして予算議案に記載されております一時借入金限度額は前年度と同額で30億円、一般会計からの補助金は収益資本合計で1億2,100万円余り、材料費等のたな卸資産購入限度額につきましては24億円としております。

以上が平成30年度当初予算案の説明でございます。

続きまして、補正予算の説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

本年度の補正予算案でございます。

資本的予算の収入につきまして補正をお願いしております。これは、平成29年度の決算見込みにおけます収益的資金収支と留保資金残高を勘案いたしまして、一般会計からの長期借入金を1億5,000万円減額しようとするものでございます。

以上で病院事業に係ります予算議案の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 東部と西部の県民の医療等を守っていただける中核的病院として非常に大事な存在の病院だと認識しております。その上で、5年後、10年後等の人口減少地域の中にあるという病院の状況から考えますと、それぞれの計画を考えての取り組みをされていると思うんですけれども、将来的な人口減少に対しての医療を守るという側面の取り組み方、収益を上げていくのはなかなか難しいと思うんですけれども、そのあたりの基本的な考え方を教えてもらいたいです。

◎猪野県立病院課長 県立あき総合病院と幡多けんみん病院ですけれども、いずれもそれぞれの二次医療圏の中でも急性期を担っていくということは引き続きやっていくことだと考えています。なお、やはりそれぞれの医療機関が民間も含めて連携をしっかりとって、地域の医療を守る姿勢がまず大事だと考えていますので、そこはぶれずにやっていくと考えております。

◎黒岩委員 それとあと、議会冒頭の知事の提案説明の中で、ジェネリック医薬品の使用をさらに高めていく趣旨の話がありましたけれども、今どれだけの割合なのか、将来的には国が定めている8割なのか、それ以上進めていくのか、そのあたりの考え方はどうでしょう。

◎猪野県立病院課長 ジェネリック医薬品の使用量は、数量ベースでいきますと、国が平成29年9月に出したデータでは全国値はおよそ70%である一方で、現在、あき、幡多ともに80%を超えており、国の定めた目標を既にもう超えている状況になります。ただ、今後、これからまた使用数量をぐっと上げていくのはもう限界というか、大分難しくはなっておりますけれども、できる限りジェネリックに移せるものは移していくという考え方でやっていきたいと考えています。

◎桑名委員 先ほど局長のほうからも一つありましたけれども、4月からの専門医制度、それぞれどれぐらい入ってきます。

◎猪野県立病院課長 専門医につきましては、あき総合病院に1名、それと幡多に2名という形になっています。

◎桑名委員 何科ですか。

◎猪野県立病院課長 総合診療医になります。

◎桑名委員 大変期待もできると思いますので、また頑張ってください。

それともう一点、未収金のことですけれども、両病院とも委託されていますが、昨年度どれぐらいの回収があったのか。

◎猪野県立病院課長 平成28年度ですが、両病院合わせて130万円分の回収があります。

◎桑名委員 その委託料と回収料の見合いというのはどのように考えています。

◎猪野県立病院課長 回収をいたしました金額のおよそ30%が委託料ということで契約しております。

◎井奥公営企業局長 契約自体が成功報酬的な出来高払いにしていますんで、そこは遜色ないような形になっています。

◎西内委員 幡多とあきでいろいろと地域の実情も違うと思うんですけれども、あきなんか圏域に民間病院も少ないということで、地域包括ケア病棟を持っていますけれど、今後その幡多とあきでそういった病床機能の転換といったことは検討されたりしているんでしょうか。

◎猪野県立病院課長 あきのほうで今年度そういった機能に関するコンサルの委託をしておりますけれども、その委託の報告によりますと、地域包括ケア病棟をもう一病棟ふやすということも考えられるという形では出ておりますけれど、実際今回の平成30年の診療報酬改定の詳細がわかってきた中で、今の7対1の急性期のほうを何とか維持できそうな形になっていますので、今のところまだ検討段階ということで、その診療報酬等も踏まえ

て、それとあと地域の医療のニーズも勘案した上で、また検討していかないといけないとは考えております。

◎西内委員 地域医療構想でいうと、東部はやっぱり必要病床数が足りないという状況やと思うんですけど、そういったことも含めて何か計画とかそういったものは、今後、持たれているのでしょうか。

◎猪野県立病院課長 今のところ具体的な計画ということではございませんけれども、実際に平成30年度に入って診療報酬も踏まえた中で、この1病棟を包括ケア病棟にという転換というところも、そこは検討していく形になろうかと思えます。

◎井奥公営企業局長 補足説明ですけれども、委員長からも議会で質問がありましたけれども、今、地域医療構想で調整会議ができておりますので、そこの中で公的病院は、まずは地域の医療を守るために不採算部門その他地域で公的部門に必要とされる役割をまず果たせということが第一義的に出てきていますので、今課長が言った委託は、確かに平成29年度はやって一定の成果も出ていますけれども、まずは地域での公的病院が役割をまず担うかというところを調整会議の中でやって、それでスキ間があれば今回の委託調査の成果も生かしていきたいと考えています。

◎西内委員 局長の決意ということで、地域のいろいろな実情もあるでしょうし、その調整会議の中でまた調整をいただければと思います。

◎上田（周）委員 医業収益に対する人件費率と材料費比率を後でいいですのでちょっと提供していただきたいです。ちょっと参考にしたいです。

◎弘田委員長 後ほど資料提供ということでよろしく申し上げます。

質疑を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎弘田委員長 続いて、公営企業局より3件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

〈電気工水課〉

◎弘田委員長 それでは、大豊・甫喜ヶ峰風力発電所のリプレース可能性調査結果の概要について、電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 公営企業局で運営しております風力発電所のリプレース可能性調査結果の概要につきまして御説明させていただきます。

赤いインデックスで電気工水課と書いておりますA4横カラーの資料、大豊・甫喜ヶ峰風力発電所のリプレース可能性調査の調査結果の概要についてという2枚の資料をお願いします。

まず、1枚目左側の風力発電事業の現状でございます。

1の①既設風車の現況をごらんください。

公営企業局では、大豊町と県立甫喜ヶ峰森林公園内において、それぞれ2基の風車を設置し、風力発電を行っております。大豊は運転開始から19年、甫喜ヶ峰は14年が経過し、固定価格買取制度による買い取り期間は平成31年8月末までと平成36年5月末までとなっております。

②FIT期間終了時の収支見込みでございます。

最下段の現金収支の行をごらんください。大豊は現金収支の見込み額が1億2,600万円余りとなり、建設費の自己資金1億7,000万円余りより少なく、投資資金を回収できませんが、甫喜ヶ峰では十分に回収が可能となっております。

両発電所の合計では投資資金の回収が可能で損益収支も黒字の見込みとなっております。

続きまして、右上の2風力発電事業の課題でございますが、まず機器に関する課題といたしまして、風況等から国産では2,000キロワット、海外製は800キロワットの規格に限定されております。

次に、売電料金に関しましては、平成29年度からリプレース価格が創設され、新設のFIT価格より3円ほど安いことやFIT終了後の価格動向といった課題がございます。そのほかにも、送電線の空き容量の問題などがございます。こうした状況や課題などを踏まえまして、大豊風力発電所のFIT制度による買い取り期限が迫ってまいりましたので、今後の具体的な対応方針を決定するために、右下の3にありますリプレースの可能性調査を実施いたしました。

大豊・甫喜ヶ峰ともに2,000キロワット1基、800キロワット2基建設の2ケースについて風況データなどをもとに発電電力量を予想し、費用を積算の上、事業性評価を行っております。また、蓄電池設置効果の検証や小型風力発電事業の導入についてもあわせて検証を実施いたしました。

資料2枚目が可能性調査の結果概要でございます。

まず、事業性評価でございます。

国産機器となります2,000キロワット1基は、定期点検や故障等による停止率を3ケース設定して試算しております。ケース1は、経済産業省の公表値による10%、ケース2は国産機器導入による実績停止率の改善効果を見込んだもの、ケース3は各発電所の既設2基のうち最大の停止率で試算いたしました。また、800キロワット風車は海外製を使用することとなりますので、それぞれの発電所での2期の実績値を用いております。

リプレースの事業計画の認定は早くても平成31年度になりますので、1キロワットアワー当たりのリプレースによるFIT価格16円を用い、損益収支を試算しております。その結果、大豊の停止率10%のケースだけが黒字という厳しい試算結果となっております。

次に、蓄電池の設置による効果の検証について説明させていただきます。

大豊・甫喜ヶ峰それぞれ1,200キロワット、1,500キロワットという送電系統への連系可能量の制約がございますので、2,000キロワット風車の導入により余剰電力が多く発生すると見込まれる大豊において、蓄電池の設置による効果を検証いたしました。1億5,000万円ほどの設置費用に対し20年間累計の増収可能額は3,000万円程度であり、費用対効果は極めて低い結果となっております。

また、55円という高い買い取り価格が設定されている小型風力発電事業についても検討いたしました。大豊・甫喜ヶ峰ともに20年間での投資額の回収はケース2の停止率では厳しいという結果となっております。

なお、この20キロワット未満という小型風力発電の区分は来年度廃止されることが最近発表されております。

以上が風力発電所のリプレース可能性調査結果の概要でございます。

大豊につきましては、FIT買い取り期限が平成31年8月末に迫ってきていますので、今回の検討結果を精査した上で、今後の電力システム改革の動向等も踏まえ、来年度の早い段階で改めて具体的な対応方針について御報告させていただきたいと考えております。

また、甫喜ヶ峰は6年以上FITの買い取り期間が残っておりますので、発電を継続しながら、しかるべき時期に具体的な対応方針を決定してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

次に、平成30・31年度の売電料金について、電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 平成30年度、平成31年度の売電料金について御説明させていただきます。

赤いインデックスで電気工水課と書いておりますA4縦カラーの資料、平成30、31年度の売電料金についてをごらんください。

公営企業局が所管する永瀬・吉野・杉田の3カ所の水力発電所で発電した電気は1の(1)にありますように、平成22年度から平成36年度までの15年間にわたって、四国電力に供給する電力受給に関する基本契約を締結しております。各年度の売電料金につきましては、この基本契約に基づき、これまでも2年ごとに四国電力との交渉を行い、決定してまいりました。平成28年、平成29年度の料金は、資料中段の表の左側に記載のとおり、総額が14億2,900万円余りで、平均単価は1キロワットアワー当たり8円47銭となっております。

平成28年4月には、電力システム改革に伴う電力小売の完全自由化もあり、一般競争入

札へと移行する選択肢もございますが、1の(2)契約改定の基本方針にありますように、一般競争入札に移行した場合には、多額の解約金が発生するリスクや全量従量制への移行に伴う収入変動リスクなどが生じますことから、平成30年度、平成31年度の改定に当たっても、前回と同様基本契約に基づき四国電力に売電することとし、より有利な条件での売電が可能となるよう、四国電力と粘り強く交渉を行ってまいりました。

今回の料金改定に当たりましては、発電施設を適切に維持管理するための費用はもちろんのこと、1の(3)にありますように、南海トラフ地震対策に必要な費用、再生可能エネルギーの推進等に必要な費用などといった4つの重点項目を中心に交渉に臨みました。

その結果、資料中央の表の中ほどにありますように、年間の売電予定量となる基準受給電力量は、近年の降水量が多いことなどもあり、現行基準から0.66%アップの1億6,987万キロワットアワー余りとなっております。

次に、料金総額につきましては、先ほど申し上げました重点項目として取り組んだ4つの項目についてほぼ要求どおり確保することができました結果、平成28年、平成29年度の現行契約金額からは年額で1,000万円余りの増額となります14億4,000万円余り、前回比でプラス0.72%の伸びとなっております。

これらの結果、1キロワットアワー当たりの単価は、現行8円47銭から1銭プラスの8円48銭へと、率にして0.12%のプラスとなりました。

なお、前回料金更改時の精算額と比較しますと、職員の新陳代謝等に伴う人件費の減少額が2,100万円ほどございまして、その分を考慮いたしますと、下段の括弧書きで表示しておりますように料金総額で2.2%、平均単価ベースで約1.6%のアップとなっております。

平成30年度、平成31年度の電気事業につきましては、今回の改定に伴う料金総額で健全な経営を十分に行っていくことができるものと考えておりますので、今後契約に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

売電料金についての説明は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈県立病院課〉

◎弘田委員長 次に、県立病院における医療事故の包括的公表について、県立病院課の説明を求めます。

◎猪野県立病院課長 それでは、お手元の報告事項と書かれました資料の赤のインデックス、県立病院課をお願いいたします。

今回、御報告いたします医療事故等は平成29年4月から9月までの半年間に発生したも

のでありまして、県立病院では患者さんに被害のない事例などを含めまして報告、公表するようにしております。

平成29年度上半期の医療事故等の件数ですが、中ほどの表の計の欄にありますように、あき総合病院で370件、幡多けんみん病院で744件となっております。両病院を合わせますと1,114件となっております。

そのほとんどは患者さんには実害のなかったインシデント事案といわれますレベル1のものや治療の必要性がなかったレベル2の事例となっております、この2つで全体の97.6%を占め、これに簡単な処置や治療を要したレベル3Aの事例を含めると99.6%を占めております。また、前年度同期比では両病院ともインシデント事案がふえる一方で、レベル2以上の件数は減少しております。

今後とも、職員間でインシデント事案を含めた情報共有に努めまして、医療事故につながるための事前対策を講じてまいります。

最後がレベル3B以上の事例となっております。高知県立病院医療事故公表基準で定められた個別公表事案はレベル3B、4B、5に該当し、病院に過失または過失の疑いがある事例となっております、平成29年度上半期に発生いたしましたレベル3Bの事例4件のうち1件が該当しております。

表中の1例目に記載しております、これは昨年9月定例会の危機管理文化厚生委員会におきまして報告させていただきました、あき総合病院における尿管ステント遺残事案でございます。なお、本事案につきましては相手の方と病院の間で既に示談が成立しております。

そのほかの3件につきましては、医療事故対策委員会におきまして、病院に過失はないものと判断された、患者さんみずからの転倒により骨折した事例などとなっております。

表の右側には再発防止に向けました医療スタッフによる改善策を記載しております。

今後とも、医療事故等が発生した場合は、その原因究明と改善策の検討を行いまして、職員間での情報共有と必要な対策の徹底を図ることによりまして、安全・安心な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

《採決》

◎弘田委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案12件、条例その他議案29件について、

これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案平成30年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号議案平成30年度高知県電気事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号議案平成30年度高知県工業用水道事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号議案平成30年度高知県病院事業会計予算を原案どおり可決することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号議案平成29年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号議案平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号議案平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第40号議案平成29年度高知県電気事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第40号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第41号議案平成29年度高知県病院事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第41号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第43号議案高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第43号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第44号議案高知県国民健康保険財政調整基金条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第44号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第45号議案高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第45号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第51号議案高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第52号議案高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第52号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第53号議案持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第54号議案高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第55号議案高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 挙手多数であります。よって、第55号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第56号議案高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第56号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第57号議案高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第57号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第58号議案高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第59号議案高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第59号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第60号議案高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号議案高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第61号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号議案高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関す

る基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第62号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第63号議案高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第63号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号議案高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第64号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第65号議案高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第65号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第66号議案高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第66号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第67号議案高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第67号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第68号議案高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第68号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第69号議案高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第69号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第70号議案高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第70号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第71号議案高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第71号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第72号議案高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第72号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第73号議案高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第73号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第84号議案高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案を原案どお

り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第84号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第85号議案高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第85号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第89号議案高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第89号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

《意見書》

◎弘田委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書が、日本共産党、県民の会から提出されておりますのでお手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御意見をどうぞ、小休にします。

(小 休)

◎ よろしいと思いますね、はい。

◎弘田委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出ということにいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、16日の13時から委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(11時13分閉会)